

## 一般社団法人地球温暖化防止全国ネット寄付金取扱規程

### 第1条（目的）

この規程は、一般社団法人地球温暖化防止全国ネット（以下「当法人」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条（寄付金の定義）

本規程における寄附金とは、当法人の事業活動を支援するために、寄附者の意思に基づき無償で提供される金銭をいう。

### 第3条（寄付金の区分）

寄附金は、すべて一般寄附金とし、寄附者による使途指定は受け付けない。

### 第4条（受入基準）

当法人は、次のいずれかに該当する場合、寄附金の受入れを拒否することができる。

- （1）当法人の活動趣旨にそぐわない場合
- （2）社会的信用を損なうおそれがある場合
- （3）法令に違反するおそれがある場合

### 第5条（受領書の送付）

寄付金を受領したときは、速やかに受領書を寄附者に送付する。ただし、寄附者が受領書の受領を辞退した場合は、受領書の送付を省略することができる。

### 第6条（申込手続）

寄附を希望する者は、当法人所定のフォームより申し込みをするものとする。

### 第7条（会計処理）

寄附金は、当法人の一般会計に計上し、法人運営に必要な経費及び定款に定める事業の遂行に要する費用として適切に使用する。

### 第8条（個人情報保護）

寄附者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

### 第9条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

第10条（補則）

この規程に定めるもののほか、必要事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、2026(令和8)年1月19日から施行する。